

補助金申請手続きの流れ

(がけ地近接等危険住宅移転事業補助金)

年度	手 続 き	内 容
前年度	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">事前相談・協議</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">8月31日 まで</div>	> 補助事業の目的・対象物件等を確認の上、申請をご検討している方は、下記書類をご準備の上、ご相談ください。 ① 事前相談書 ② 既存住宅及び移転先住宅の位置図
事業年度	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">交付申請</div>	> 下記の申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書（第1号様式） ②登記事項証明書など既存住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ③納税証明書（区税の滞納がない旨の証明） ④既存住宅の付近見取図、配置図、平面図などの図面、写真 ⑤既存住宅の建築時期のわかる書類 ⑥移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図などの図面 ⑦資金計画書（第2号様式） ⑧既存住宅の除却、移転先住宅の建設・購入に要する費用の見積書 ⑨金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">交付決定</div>	> 区から補助金の交付が決定したことを通知します。 > 交付決定通知書が届いてから除却や建設・購入等に関する契約を結んでください。
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">既存住宅の除却 移転先住宅の建設等</div>	> 年度内に完了するように移転事業を実施してください。
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">完了報告</div>	> 移転事業完了後、40日以内（かつ年度内）に完了届を提出してください。 ①完了届（第8号様式） ②既存住宅の除却写真及び移転先住宅の外観写真 ③既存住宅の除却、移転先住宅の建設・購入に関する契約書の写し ④③の契約による費用の請求書の写し又は領収書の写し ⑤資金調達書（第9号様式） ⑥融資契約書及び借入金利子相当額の計算表 ⑦登記事項証明書など移転先住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ⑧移転先住宅の検査済み証
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">審査 補助金確定</div>	> 区で、移転事業が交付決定に付した条件どおりに実施されたかどうかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額を確定し、確定通知書、口座振込依頼書を送付します。
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">補助金請求</div>	> 補助金交付請求書（第11号様式）、口座振込依頼書を提出してください。
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">補助金交付</div>	> 区から指定された口座へ補助金を振り込みます。

《 問い合わせ先 》

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

【連絡先】 電話 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

【窓 口】 二子玉川分庁舎 A棟2階 A22